

よくある質問（Q&A集）家賃補助

No.	質問	回答
Q1	どのような人が対象になりますか。	次の全てに該当する方が対象となります。 ①令和5年4月1日以降、新たに朝倉市内の介護サービス事業所に介護職員等として採用され、週20時間以上勤務していること。 ②朝倉市内の介護サービス事業所に採用された日から前後3ヶ月以内に朝倉市外から朝倉市内に住所を移し、住民登録していること。 ③民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、その賃貸住宅に居住していること。または、勤務先の法人が民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した住宅に居住していること。
Q2	補助対象期間はいつまでですか。	採用日以前に朝倉市に住所を移した場合は採用の月から、採用日より後に朝倉市に住所を移した場合は家賃が発生する月から1年間です。
Q3	この制度に該当する介護職員として働くためには、何か資格が必要ですか。	訪問介護員や介護職員として介護サービスを提供する場合、介護サービス事業所によっては資格がなくても就業することはできますが、介護の入門的研修といわれる初任者研修を修了すると、就業できる業務の幅が広がります。当市ではこの初任者研修の受講料の補助も行っていますのでご相談ください。
Q4	以前、朝倉市内の介護サービス事業所に勤務していましたが、退職して、今回、朝倉市内の別の介護サービス事業所に採用されました。朝倉市外から朝倉市内に住所を移せば対象になりますか。	対象となります。
Q5	事務員として勤務していますが対象になりますか。	対象にはなりません。訪問介護員や介護職員として介護サービス事業所の利用者に対し、サービスを提供する方が対象となります。
Q6	非常勤で勤務していますが対象になりますか。	常勤・非常勤に限らず、週20時間以上勤務している方が対象となります。
Q7	派遣職員として勤務していますが対象になりますか。	対象にはなりません。市内介護サービス事業所に直接雇用されている必要があります。
Q8	介護職員と看護職員を兼務している場合は対象になりますか。	介護職員を主な業務として週20時間以上勤務し、兼務している場合は対象となります。
Q9	介護職員として朝倉市内と朝倉市外の介護サービス事業所で兼務をしていますが対象になりますか。	朝倉市内の介護サービス事業所で介護職員等として週20時間以上勤務していれば、対象となります。
Q10	補助期間対象中に法人内の別事業所に異動した場合、引き続き対象になりますか。	法人内の異動の場合、朝倉市内の介護サービス事業所であれば引き続き対象となります。
Q11	外国籍の介護職員は対象になりますか。	EPA介護福祉士（候補生含む）、外国人技能実習生（介護）、在留資格「介護」により従事する外国人介護福祉士、第1号特定技能により従事する外国人介護職員は対象となります。 外国人介護職員であっても、留学生やインターンシップは対象外です。
Q12	申請する際に印鑑は必要ですか。	申請書には印鑑は不要です。請求書にのみ必要になります。なお、外国籍の方については、本人の印鑑は不要です。
Q13	社員寮・社宅は対象になりますか。	法人が寮・社宅に用いる物件を賃貸借契約に基づいて借り上げて介護職員を住まわせており、介護職員が家賃を支払っている場合は、対象となります。
Q14	持ち家は対象になりますか。	対象にはなりません。賃貸借契約を締結し、賃借料が発生している賃貸住宅のみ対象となります。

よくある質問（Q&A集）家賃補助

No.	質問	回答
Q15	配偶者や親が所有している賃貸住宅は対象になりますか。	補助を受けようとする介護職員の1親等の親族が所有している賃貸住宅は対象にはなりません。
Q16	共益費、管理費、駐車場使用料は対象になりますか。	対象にはなりません。賃借料のみが対象となります。敷金、礼金、更新料、町内会費、家賃保証料、インターネット使用料等のその他の経費も補助対象にはなりません。
Q17	賃貸借契約の契約者と家賃を支払っている者が違う場合、対象になりますか。	対象にはなりません。原則、賃貸借契約の契約者と家賃を支払っている者が同じ場合が対象となります。ただし、契約者が配偶者で、同居していることが確認でき、なおかつ契約者が他の住宅手当や家賃補助などを受けていない場合は、対象となります。
Q18	賃貸借契約の契約者であり、家賃の支払いもしていますが、賃貸住宅に知人と暮らしています。この場合、補助額はどのようになりますか。	家賃を同居している人数で割って一人あたりの家賃を算出し、補助額の算定を行います。
Q19	法人が借り上げた賃貸住宅に、複数の介護職員で住んでいる場合、補助額はどのようになりますか。	法人からの住宅手当の支給の有無や住んでいる職員の数など実態により異なります。法人と介護職員との間で取り交わされる書類等の確認が必要になりますので、個別にご相談ください。
Q20	補助対象期間中に家賃の金額が変更になった場合、どのようになりますか。	申請内容の変更の書類を提出してもらい、補助額も変更になります。
Q21	補助対象期間中に、今、住んでいる賃貸住宅から別の賃貸住宅に引っ越した場合、どのようになりますか。	申請内容の変更の書類を提出してもらい、補助額も変更になります。
Q22	法人から住宅手当をもらっています。この場合、補助額はどのようになりますか。	本市からの補助額と法人の住宅手当支給額の合計額が、家賃を上回らない範囲での補助となります。
Q23	4月1日付採用の職員ですが、3月の途中から賃貸住宅に入居していました。3月分の家賃は対象になりますか。	対象にはなりません。採用日以降の家賃が対象となります。
Q24	4月1日付採用の職員ですが、採用日から3ヶ月を過ぎて朝倉市内に引っ越しました。この場合、対象になりますか。	対象にはなりません。採用日の前後3ヶ月以内に朝倉市内に住所を移し、住民登録をした方が対象となります。
Q25	月途中からの採用の場合、採用月の補助額はどうなりますか。	日割りでの補助は行いません。1ヶ月分の補助を行います。
Q26	補助対象期間中の月途中で退職した場合、退職した月の補助額はどうなりますか。	対象にはなりません。継続して勤務してもらうことを目的とした補助のため、各月末日において雇用されていない場合は対象外となります。
Q27	家賃の支払いを証明する書類はどのようなものですか。	口座振替の履歴が確認できる通帳、領収書、法人が発行する証明書などです。
Q28	添付する住民票はいつ時点のものが必要ですか。	申請日より3ヶ月以内のもので、採用前の住所と現住所を証明するものを添付してください。
Q29	補助金の支払い時期はいつですか。	年度の4月分～9月分を10月に、10月分～翌年3月分を翌年4月に請求してください。請求から1ヶ月程で支払います。